

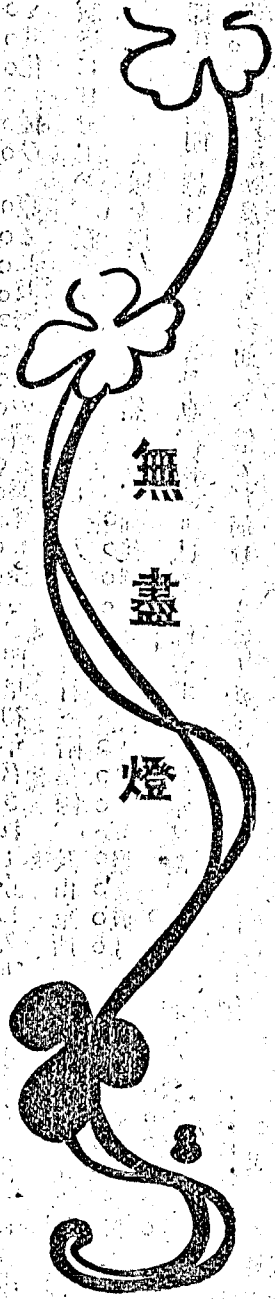
無盡燈

第 拾 四 卷 第 四 號

目 要

- | | |
|------------|-------|
| 平生即臨終臨終即平生 | 和田龍造 |
| 信行禪師の三楷佛法 | 河野法雲 |
| 求道心の積極的喚起 | 對行布 |
| 天台宗典籍談 | 上杉文秀 |
| 聖蹟巡禮紀 | 藤田湖陽 |
| 先德餘香 | 南條文雄 |
| 平生の用心 | 住田智見 |
| 森嚴なる自覺 | 瑛月 |
| 淨土眞宗宗名事件 | 三橋惠言 |
| 凝然大徳と親鸞聖人 | 小原燒打磨 |
| 原始佛教の分裂を論ず | 舟橋水哉 |





研 究

信行禪師の三階佛法

河 野 法 雲

支那六朝の始より、隋唐の頃に至るまでは、佛教の蔚興時期にして、諸宗諸派の高僧頻りに輩出し、各教綱を張りて一方に雄飛せり、中には西來の梵僧を扶けて經論の翻譯に従事し、或は三論涅槃を弘めて上下を風靡し、又は地論攝論の論宗を唱へ、或は戒律禪法を傳へ、其他華嚴天台の宗義を立て、後昆を潤す等、一にして足らず、所謂支那十三宗なるものは、皆此時に於て其萌芽を發せしものなり、而

研 究 信行禪師の三階佛法

二

CHUD

斯くの如く八識の間に兩重の關係ありて、顯識ある故に分別識に依りて未來の預識也

研究 信行禪師の三階佛法

(四)

る師なることは明かなり、而して其二兩乘を別々に修するを別法と名け一切法を修するを、普法とし、是に三階の別を立て、一種異様の教理を建設したるもの、如し、賢首の普別は自の華嚴内へ融會し來れば信行の説とは稍別ありと可知今や彼の三階集は、現行せざれば、委細を悉知すること能はざれども、且く群正論探要記第六卷に、彼三階集文を出すに依て考ふれば其三義あり、一に依時、二に約處、三に准人、此三義に各三階あり、初依時の三階は、正法五百年は第一階、像法五百年は第二階なり、此第一第二の二階、即佛滅一千年中は、時勝れ機正にして、一切道俗如法純良にして、一乘三乘の別法を以て化導すべく、佛滅一千已後は、第三階に屬して、衆生正人已に盡き、唯是邪惡の衆生のみなり、此時に當りては、三乘一乘の別法を修すべからず、普眞普正の佛法を行すべしと云ふ、次に約處二階とは、

1st stage 500
2nd 500
3rd after 1000 ->

第一階は一乘の世界にして、即淨土は純淨にして一乘法を説く、第二階は三乘の土、即娑婆の穢土は、三乘の人雜りて、濁惡多くして、純淨なること能はず、故に此を第二階の處とす、第三階は同く穢土中に於て、戒見俱破の衆生のみありて、雜穢轉々多く、淨土に生ずることを得べからざる故第三階とす、

又約人二階とは第一階は、一切凡聖を問はず、戒見俱に破せざる、正見成就の最上利根の人を云ふ、即

是一乘の根機なり、第二階は破戒することあるも、尙正見到住して、見を破せざる、一切利根の正見成就の者を云ふ、此を細別するに又二ありて一に戒見俱に破せざる三乘の正機と、二に戒を破すと雖も、正見を破せざる凡夫となり、故に皆三乘の根機なり、第三階は戒見俱破の惡衆生にして、一種不解脫の

愚根の機なり、總して是を云へば第一階佛法は、唯大乘の名字のみありて、小乗の名字あることなし、第二階の佛法は、唯三乗の名字のみありて、一乗の名字有ること無し、第三階の佛法は、唯人天の名字のみ有り、此の如く時と處と人とに就て、各三階を立て、此等の機と法とを對望して、今時の道俗は時機を考へ、處を考へ、以て佛道を修行べしと、勸誘したるもの、如し、蓋し彼疏に對根起行録等の名なる所以なり、然して此三階に就て、云何が時機等を考ると云ふに、此れに就て普別二法の設置あり、普法とは法に大小乗を分たす、人に大小を別たす、又凡てを分たす、普く一切法を信じ、一切法を行し、一切の三寶に歸し、一切の善、一切の徳、皆修行して、一行一法をも洩らさざるを普と云ふ、別法とは前に反して、三三差別し、遍學遍行せざるを云ふ、例へば第一階の人は、一乘法を修し、第二階の人は、三乗の法を學するを別と云ふ、然るに第一第二兩階の機根は、正見成就の人にして、法に愛憎無き故に、各々別法を學して生死を解脱し、菩提を獲得すれども、第三階の機は、空見、有見、成就の惡衆生なれば、若し偏に一乗を學し、若し偏に三乗を學すれば、此を愛し、彼を憎み、彼を非し、此を是す、此因縁に由て、誹謗正法の罪を成し、常に惡趣に沈論して、出離其期無し、故に今普眞普正の佛法を開て、第三階を化す、然る時は、病藥相當して、治道違ふこと無く、愛憎に墮せず、能く毀謗の咎を離て念々に菩提に趣き、涅槃遠きに非るなり、故に行者須らく別を捨て普を學び、三乘一乘等の法を別信別修すべからずと説て、此義を成立する爲に、種々の經論の文を以てせり。

信行一度此説を爲すや、其説の奇警にして實行のなると包容的にして還て行ひ易きが爲めに、當時の道俗は翕然として此に向ひ、已に梁朝光宅法師已來、三車四車の争論に飽きたる實行の人士は、擧て彼の門に參集するに至れり、爰に於て諸宗は此れが爲に一大恐慌を來し、毀謗交も起り、而も彼説の僻見にして、援引する所の經文、一も聖旨を得ず、頗る穿鑿に墮するを以て、遂に隋開皇二十年勅命を發して之れが流行を禁斷するの止を得ざるに至る、此間の消息を、大唐内典錄五(致二八丁)に記して云、

對根起行雜錄

三十

三階位別錄集

卷四

右二部四十卷、眞寂寺沙門釋信行撰、行、魏人、少而落髮、

博綜群經、蘊獨見之明、顯高蹈之迹、與先舊德解行非同、不全聲聞兼菩薩行、捨二百五十戒、

居大僧下、在沙彌上、門徒悉行、方等結淨、頭陀乞食、日止一餐、在道路行、無問男女、率皆禮拜、欲似法華常不輕行、此亦方衢之一術也、但人愛同惡異、緣是時復致譏、此錄誠并引經驗正文、而其外題無定准的、雖曰對根起行幽隱、指體標榜於事少微、來哲儻、詳幸知有據、開皇二十年勅斷不聽行、想同箴勗、然其屬流廣海陸高之。

凡そ物一度起れば必ず容易に滅すべきものに非ず、況や宗教的精神的のものは、其感化の及ぶ所、深く人心に侵入して、後世に傳はり、決して一朝にして息むべからざるなり、果然信行の三階佛法は、隋朝の禁斷有りとも雖も、後世の流布愈々甚しく、遂に唐朝に入りて一種の惡弊を來し、朋黨を結び、頭陀乞食の徒増加して、眞に反し妄を構ふる者日に多きを加へ、其弊に堪へず、是に於て唐開元十三年、再

び之を禁し、諸寺の三階院を除去せしむ、即開元釋教錄十八(結五九)卷に、左の文あり、

右三階佛法、及雜錄總三十五部四十四卷、隋真寂寺沙門信行撰、真行所撰雖引經文、皆其偏見、妄生穿鑿、既乖反聖旨、復冒真宗、開皇二十年、有勅禁斷不聽流行、而其徒既衆、蔓延彌廣、

同習相黨、朋援繁多、

即以信行為教主、別行別異法、似同天授立邪三寶、

隋文雖斷流行、不能杜其根本、我唐天后證聖之元、

有制令定偽經及雜符錄、遣送祠部內、前件教門既違背佛意、別稱異端、即是偽雜符錄之限、又准

天后聖曆二年勅、其有學三階者、唯得乞食、長齋絕穀、持戒坐禪、此外輒行皆是異法、逮我

開元神武皇帝、聖德光被、普洽黎元、聖日麗天、無幽不燭、知彼反真、搆妄出制、斷之、開元十

三年乙丑歲、六月三日、勅諸寺三階院、并令除去、隔障使與大院相通、衆僧錯居、不得別住、

所行集錄、悉斷禁除、若網維縱、其行化、誘人而不糾者、勸還俗、幸承明旨、使革往非、云云。

已に此の如き勅斷の下ること一再にして、漸く其跡を絶つと雖も、此間に諸宗の蒙りたる障害は、蓋し

渺なからざるべし、されど理論的宗教の聖道門よりは寧ろ實行的の淨土教が、比較的其影況を受くの

多きを覺ふ、依之慈恩の西方要度を見るに、會釋三階五種小疑の一項あり、又懷感群疑論第三卷には、

逆謗除取章の第三に別破信行の一項あり、又同卷に反難三階章あり、然れば賢首、慈恩、懷感は共

に唐朝初述の人なれば、當時は三階佛法が天下に蔓延して、三乘一乘の宗を信するものを目して、別行

別法と爲し、貶して提婆の邪三寶を建立するに同じからしめ、還た地獄を免れずと云ふ、

又淨土教は實行的なる丈け、其影況二層甚くして即正像末の三時に就て、教行證の具不を論する、道綽禪師は、其著安樂集に、當今末法現に是五濁惡世なり、唯有淨土の一門のみ、可通入路と説て、世人に淨土教の時機に適することを教へたるに、忽ち三階佛法説起て此を非し、第三階の機、時は、并に五濁惡世の衆生にして、何んぞ普眞普正の行に依らずして、淨土に生ずることを得んと云ふ其消息は群疑論三卷下文を一讀する時は明了なり、試に其文を鈔録すれば、

第三階人非是不得生於淨土、然須行於普法、方始生彼西方也、(中)是以禪師信仰智慧廣弘、慈悲厚愍、此第三階沈論穢土、受生故、開普眞普正法門、接引純邪純惡之輩、使學當根佛法、皆令

生彼西方、此乃法藏之所不論、釋迦之所不説、禪師獨開此教、拔彼第三階人、故曰説諸佛不説之經、度諸佛不度之者、我等、欣聞集錄、三階集、頂戴受持、更不讀誦衆經、披尋改年歷、日、哀哉

汝等固執前非、還復讀別經、造地獄之罪、故知善星受持法藏、永劫沈論、不輕但行普教、清昇彼岸、此由學不當根佛法、損益於此大懸、子不能鑒、此是非、但知專行別法、錯則錯矣、欲生

無由生。

是に至りて、彼三階者の流の語も殆ど極まれり、西方願生の行人誰れか之を聽て憤慨せざるものかある乃ち感師之に對して其非を辨明し、往復斥徵、論難太た力むる所亦、故なきに非るなり、更に西方要決に就て見るも亦然り、彼從曰「三階宗要は時機に約して説く、千五百年の後には淨業を修せず、設ひ修

者有て衆行具に成するも、即第二階にして下凡の業に非るなり、』と又曰、今時は濁惡にして、念佛して西方に生せんと願ふべからず、』と、是を以て、慈恩は大無量壽經の、特留此經止住百歳の文を引て、末法末年餘經悉滅、彌陀一經利物偏増、大聖、特留百歳時なり、汝何に依てか預め判して、願生せしめざる」と反斥す、前來の如く、淨土教の障害を爲したることは處々散見すれど、未だ聖道の三一乘教の障害したる語を、諸師の疏章の上に見ず、南山廣弘明集にも、未此事に關す文を出さず、博雅の士若し之有らば幸に教示を垂れよ、聊か三階佛法の概要を叙ること此の如し。

安永天明年間に於ける淨土眞宗宗名事件

御 橋 惠 言

事情此の如くなしかば、幕府に於ても依違久しく決する能はず、漸く安永五年一月に及び、寺社奉行増上寺役者に諭示して其公訴を撤せしめんとせり、

宗門改之節、帳面兩本願寺末專修寺并佛光寺末之寺院肩書に、只今迄淨土眞宗一向宗本願寺門徒と有之淨土眞宗と肩書有之候而者、淨土宗於三寺院一印形相障候而者、宗門改之時節に相成候に付、兩本願寺より願中に候得者、惣而願吟味事等糺中者、仕來通り致し候様奉行所より申付候儀者通例に候間